

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する告示（案） 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

別表第三

別表第三

番号	一〇二 十三	(略)	(略)	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
医療機器の名称	1 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置 2 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置	T〇六〇一―二 ―三七 T一二〇五	(略)		超音波を用いて、眼球内及びその周辺の形状、性状若しくは動態を可視化した画像情報又は角膜の厚さの測定情報並びに眼軸長の測定情報を診

番号	一〇二 十三	(略)	(略)	日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的又は効果
医療機器の名称	1 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置 2 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置	T〇六〇一―二 ―三七 T一二〇五	(略)		超音波を用いて眼球内及びその周辺の形状、性状または動態を可視化した画像情報を診断のために提供し、若しくは超音波を用いて眼軸長や角

六 百三十	百九十 七〇九		六 百九十	二十五 〇百九 十五	
	(略)		1 歯科鑄造用 14カラット 金合金向けプ ラスメタル	(略)	
	(略)		T六一一四	(略)	
	(略)	加すること。 歯科用金地金に添 加すること。	歯科修復物、補綴 物又は装置の作製 に用いる鑄造用十 四カラット金合金 を作製するために 歯科用金地金に添 加すること。	(略)	断のために提供す ること。

六 百三十	百九十 七〇九		六 百九十	二十五 〇百九 十五	
	(略)		1 歯科鑄造用 14カラット 金合金向けプ ラスメタル	(略)	
	(略)		T六一一四	(略)	
	(略)	と。 純金に添加するこ と。	歯科修復物、補綴 物又は装置の作製 に用いる鑄造用十 四カラット金合金 を作製するために 純金に添加するこ と。	(略)	膜の厚さを測定し 、情報を診断のた めに提供すること